

高齢者の総合相談窓口として、今年の4月から地域包括支援センター本部が南部町役場天萬庁舎へ、支部が南部町・伯耆町・日吉津村の各役場へ設置されました。この地域包括支援センターは、住み慣れたまちで、できる限り元気に自分の力で生活を送ることができるよう、介護予防に積極的に取り組んでいます。



南部箕蚊屋広域連合包括支援センター本部

今回は、「地域包括支援センター」の役割をご紹介します。

地域包括支援センターとは？
保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種の専門職員が協力し合い、支援が必要な高齢者に適切なサービスを提供するところです。

伯耆町からは馬詰保健師が勤務しています。

馬詰保健師より一言

元気で暮らしていただけのお手伝いをします。よろしくお願いします。



地域包括支援センターの主な仕事

介護予防マネジメント
要介護認定で要支援1・2と判定された方や、介護が必要となるおそれのある人を対象に、その人にあった介護予防サービスの計画を相談しながら作成します。

ケアマネジメント支援
ケアマネジャーが抱える困難事例への助言や、ケアマネジャー同士の連絡調整などを通じて、利用される方の状態にあったサービスが提供されるような体制づくりを行います。

権利擁護、虐待の早期発見・防止
高齢者の虐待や、詐欺まがいの商法の被害などから高齢者を守るための窓口として、みなさんからのご相談を受け付けます。

地域支援の総合相談
介護保険だけでなく、いろいろな制度を活用して高齢者を総合的に支援します。

地域包括支援センターは、介護に関するさまざまな相談を受ける窓口です。遠慮なくご相談ください。
問い合わせ先 南部箕蚊屋広域連合包括支援センター
(本部) 南部町役場天萬庁舎 電話64-2041(FAX64-2061)
(支部) 伯耆町総合福祉課総合生活相談室 電話68-5535

平成18年6月1日から

違法駐車取締りが変わりました

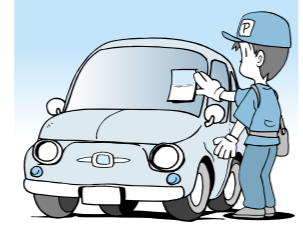
平成16年6月9日に公布された道路交通法の一部を改正する法律のうち、違法駐車対策に関する規定が平成18年6月1日から施行されました。

違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となるほか、緊急時に緊急車両の通行の妨害になるなど、住民生活に悪影響をもたらしています。違法駐車の大半は、運転者が車両から離れていることから、違法駐車行為をした運転者を特定することができず、運転者に対する責任の追及が困難となっています。

こうした状況を踏まえ、今回の改正により、以下のことが強化されました。

○民間法人に放置駐車取締り業務を委託！

都市部を中心に、ドライバーがすぐに運転できない状態にある「放置駐車」の取締りの一部が民間法人に委託され、警察官等に加え、民間の「駐車監視員」による放置駐車の確認と「放置車両確認標章」の取り付けが行なわれています。



○車の使用者に「放置違反金」！

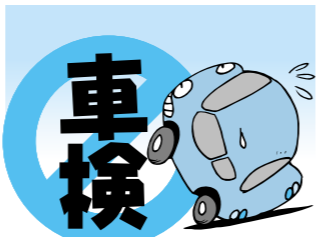
放置駐車取締りを受けた車のドライバーが出頭しない場合や、ドライバーが反則金を納付しない場合は、その車の使用者に「放置違反金」の納付が命ぜられます。



実際に
ここが
変わりました！

○「放置違反金」を納付しないと車検拒否！

車の使用者が「放置違反金」を納付しなければ、その車の車検が拒否されます。「放置違反金」を滞納して督促を受けた場合、財産の差し押さえによる強制徴収を受けることもあります。「放置違反金」の納付命令を繰り返し受けた使用者は、一定期間、車両の使用が禁止されます。



【問い合わせ先】 黒坂警察署 ☎ 0859-74-0110
自治振興課町づくり推進室 ☎ 68-3113